

令和2年度事業計画

I. 基本方針

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行により人や物の流れが遮断される中で、世界的に経済活動が停滞を余儀なくされ、東京オリンピックの開催も1年延期となるなどで、日本経済も大きな打撃を受けており、感染拡大の早期の鎮静化と、政府による大胆な経済再生政策の展開による人々の暮らしや経済の先行きへの不透明感から一日も早い脱却が望まれるところである。

本道も、新型コロナウイルスの感染者が全国最多となる中で、急激に落ち込んだインバウンドの回復をはじめ、全国と同様多くの課題を抱えている。

道内卸売市場は、人口減少や高齢化に加え、近年の異常気象の影響などから、取扱高はここ数年漸減傾向で推移しており、近年ますます経営環境の厳しさが増している。

こうした中で、改正卸売市場法のもとで6月21日から認定制へ移行されることとなる卸売市場は、今大きな転換期を迎えている。市場流通をしっかりと堅持していくことに注力して、生鮮食料品の安全管理やコンプライアンスの徹底はもとより、市場機能の強化を図りながら、新鮮で「安全・安心」な生鮮食料品を消費者へ迅速に安定的に提供する地域の重要な流通拠点機構としての役割を果たしていかなければならない。

このような中で、北海道市場協会としては、改正卸売市場法が施行となる中での、国や北海道、そして業界の動きを的確に捉えて、会員市場の認定制への移行が円滑に進められるように迅速な情報提供をはじめ必要な対応に取り組むとともに、卸売市場の機能強化や経営合理化対策、卸売市場の連携強化の推進を柱とした各種事業を積極的に進めてまいります。

また、生鮮食料品流通情報事業の見直しやホームページをはじめ情報発信等による情報提供を充実して、会員はもとより一般への情報の発信強化などに取り組むとともに、災害時における相互応援協定締結の拡充に向けて引き続き協力していくほか、各種恒常的事業を実施して、卸売市場の持続的な経営安定に貢献できるよう努めて参ります。

II. 具体的事業内容

1. 卸売市場法改正への対応等

- (1) 改正卸売市場法の6月の施行に係る、国や北海道、卸売市場の動向等を注視し、各種情報の収集・提供や会員卸売市場の認定移行に係る必要な支援などを積極的に行い、認定市場への移行が円滑に図られるよう努める。
- (2) 卸売市場に関する基本方針及び北海道の卸売市場の活性化に向けて（仮称）の周知及び推進指導に努める。
- (3) 国及び北海道が策定した第10次卸売市場整備基本方針や整備計画の内容の周知を図るとともに、立地・機能に応じた市場間の役割分担や連携強化など卸売市場の適正な運営等の推進指導や各市場における計画に沿った取組みへの必要な情報の提供や支援などに努める。

2. 卸売市場の機能強化及び経営合理化対策の推進

- (1) 卸売市場は、生鮮食料品等の流通の拠点として、多様化する消費者のニーズに対応しつつ豊かな食生活を支えるという重要な役割を担っているが、近年、市場外流通の増加及び人口減少や高齢化、食生活の変化等による消費量の減少などにより、市場取扱量が減少し経営が厳しさを増している。また、委託から買付集荷、相対取引への取引形態の変化や、市場外での販売、電子情報通信を活用する取引等により、卸売業を取り巻く事業活動の自由度が一層増している環境の中で、国民の食生活・文化を支える流通機構としての役割を果たしていくため、役職員の資質向上に努めるとともに、市場流通の複雑化や国際化、商圈への販路拡大等を視野に入れて、広域的、効率的流通の実現に向けた、卸売市場の機能強化や経営健全化等の指導に努める。
 - ・ 役職員研修会の開催
 - ・ 需給対策に関する会議等への対応
 - ・ 卸売市場利用拡大、消費拡大対策の推進
- (2) 人口減少、過疎化、大型量販店の進出による競争激化に加え大手小売業への対応等での物流コストや販売経費の増高などから、各市場とも収益率が低下し経営内容の悪化が見られることから、各市場からの経営等の相談に対応し、一層の経費削減や合理化対策などの市場経営の改善指導に努める。

- (3) 北海道市場協会主催の公設市場部会、水産物産地市場部会及び花き市場部会を開催し、各市場が抱えている課題や今後の卸売市場の取り組む方向等を協議し、卸売市場の機能強化や経営強化対策の推進に努める。
- (4) (一社) 全国青果卸売市場協会、全国魚卸売市場連合会及びの会議や研修会等への参加により得た情報を基にした、卸売市場関係者に対する必要な情報の提供や会議、研修会の開催などによる、卸売市場の機能強化や経営強化対策の推進に務める。

3. 卸売市場の連携強化の推進

- (1) 卸売市場が生鮮食料品等の流通の拠点として、生鮮食料品等の安定供給と多様化する消費者のニーズに対応しつつ豊かな食生活を支えるという重要な役割を担っていくための、中央卸売市場と地方卸売市場との連携強化や、地方卸売市場間の連携指導などに努める
- (2) 地場産品の市場間連携による集荷力強化対策や産地との契約集荷による取引事例などの紹介や指導に努める
- (3) 北海道市場協会主催の公設市場部会、水産物産地市場部会及び花き市場部会を開催し、各市場が抱えている課題や今後の卸売市場の連携強化対策等を協議するなど、卸売市場の連携強化の推進に努める。

4. 食の安全・安心対策、環境対策の推進指導

消費者の食品に対する安全への高まりや食生活の変化から安全で安心な生鮮食料品の供給が一層求められていることから、国の衛生管理規制基準や青果物、水産物の品質表示ガイドラインの普及や原産地表示についての安全意識の啓発など安全・安心管理の指導と品質管理の高度化の周知徹底を必要に応じ随時行う。

また、6月からの改正食品衛生法に基づくHACCPに沿った衛生管理の制度化について、卸売市場において必要な対応が円滑に進められるよう、関連情報の収集と会員への提供に努める。

5. せり人の資格認定試験並びに研修事業の実施

北海道地方卸売市場条例第14条及び北海道市場協会のせり人資格認定等取扱要領

に基づき、せり人資格認定試験やせり人育成のための研修会を実施する。

(1) せり人資格認定試験

地方卸売市場のせり遂行に必要な経験または、能力を判定するためのせり人資格認定試験を実施する。

①せり人学科試験：札幌市で実施予定

②せり人実地試験：札幌市 釧路市 旭川市 の3箇所で開催予定

(2) せり人の育成・資質向上のための研修

卸売市場の公正な取引の適正化等を図るためのせり人の育成と資質向上を目的として、卸売市場法や関係法令の遵守事項や市場を取り巻く情勢（需給・消費動向など）、さらに卸売市場の中核を担う人材としての資質向上などについての研修会を実施する。

(3) 北海道市場協会せり人資格認定等取扱要領の改正

卸売市場法改正及び北海道地方卸売市場条例の廃止に伴い、協会のせり人資格認定等取扱要領の見直しを行う。

6. 生鮮食料品流通情報センター事業の推進

(1) 本道における生鮮食料品の価格安定と流通の円滑化を図るため実施している、毎日の市況や取扱などの生鮮食料品流通情報をホームページから会員や報道等へ提供する生鮮食料品流通情報事業について、引き続き、流通情報センター市場の協力を得ながら迅速な提供に努める。

(2) 生鮮食料品流通情報センター事業を廃止する方向で見直しを行うこととし、報道機関との協議や、検討・作業を進める。

7. 災害時における卸売市場の相互応援協定の推進

道内卸売市場災害対応ネットワーク推進会議は、「道内卸売市場による災害時相互応援協定」の拡充していくこととしており、北海道市場協会としても参画市場の拡充など、よりきめの細かい相互支援体制の構築に協力していく。

8. 恒常的継続事業の推進

(1) PL保険（生産物賠償責任保険）加入の推進

食中毒事故等の発生による被害補償の備えとして、青果物、水産物及び花きを取り扱っている道内の卸売市場の損害賠償責任保険の一括加入契約事務を実施する。

(2) 卸売市場休日対策の推進

臨時休開市日の設定については、市場関係者への分かり易さと規則性を持ったものとするため、「4週6休型」を基本に、原則として「毎週第2・第4水曜日」と設定し、また、生鮮食料品の商品特性、かつ安定的供給を果たすため、年末年始及び夏休みを除き3連休以上を回避するなどの、全国統一型の設定を目指しており、こうした休市日の設定を道内各市場に周知するとともに、その普及・啓発に努める。

9. 各種情報提供の充実

卸売市場の取扱高実績や役職員研修会等各種の実施行事をはじめ、国や道の行政指導事項や業界の動静に必要な情報・データ・参考事例などの情報をホームページにより迅速かつ充実した内容で提供に努めるとともに、卸売市場に関する国等の動きなどの情報を迅速に提供するため「情報発信」を適宜発行するなどして、業界の意識の高揚や卸売市場の理解と認識を高めるPRに努める。

10. 関係団体との連携強化

- (1) (一社) 全国青果卸売市場協会、全国魚卸売市場連合会などと連携し、国に対して卸売市場関係予算の確保などの要請を行うとともに関係省庁などの情報及び資料入手に努める。
- (2) (一社) 北海道水産会が開催する水産業に関する懇談会や意見交換会などに出席し、水産関係団体との連携を深めるとともに情報の収集に努める。
- (3) (一社) 北海道水産物荷主協会の全国水産物大手荷受・荷主取引懇談会に適宜参加し、関係団体や荷主業界との連携強化に努める。
- (4) 北海道クリーン農業推進協議会などへ参画により、関係団体との連携強化と情報の収集に努める。

11. 調査研究

道内卸売市場取扱高実績の調査を実施するとともに、農林水産省や北海道をはじめ、関係機関・団体等の食料品流通関連資料や需給・価格動向等の各種作成資料やデータを収集し内容の分析や研究をして、その調査結果やデータを会員に周知する。